

うるま市告示第 1 3 1 号

うるま市親子鑑定料助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 1 日

うるま市長 中村 正人

うるま市親子鑑定料助成金交付要綱の一部を改正する告示

うるま市親子鑑定料助成金交付要綱（令和 5 年うるま市告示第 2 5 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（助成金の額） 第 4 条 助成金の額は、<u>5 万 6, 0 0 0 円</u>を上限とし、家庭裁判所提出用のため親子鑑定に要した費用とする。 2 ～ 3 [略]	（助成金の額） 第 4 条 助成金の額は、<u>5 万 4, 0 0 0 円</u>を上限とし、家庭裁判所提出用のため親子鑑定に要した費用とする。 2 ～ 3 [略]
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 3 1 日から施行する。